条例の概要

イノシシ等による被害に県及び関係者が敢然と立ち向かい、農林水産業を守り、県民の安全・安心な生活を確保する。

１目　的
（第１条）

○県の責務、県民等の役割及び県施策の基本事項を定める。
○被害の防止対策を総合的かつ効果的に推進
○農林水産業の健全な発展、県民の安全・安心な生活の確保の実現

２定　義
（第２条）

○指定野生鳥獣：イノシシ、ハクビシン、その他規則で定めるもの
○指定野生鳥獣関係団体：指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する取組を行う団体

３各団体の役割
（第3-6条）

○県の責務と関係者の役割を明確化
・県（第３条）：被害の防止対策に関する総合的な施策の策定
市町村の被害防止に関する施策の支援
・市町村（第４条）：地域の実情に応じて被害の防止対策に関する施策の実施
・県民（第５条）：指定野生鳥獣への理解の深化、県・市町村の施策への協力
・指定野生鳥獣関係団体（第６条）：人材育成、情報発信、被害防止対策の取組
県・市町村の施策への協力

４施策の推進（第７条）

(1)指定野生鳥獣の生息状況、被害の状況等に応じた効果的な被害の防止対策の推進
(2)県民向け情報の収集・提供
(3)身体への危害等の防止に資する知識等の普及啓発
(4)捕獲の担い手の確保、捕獲の担い手の技術及び知識の向上のための研修充実
(5)被害の防止対策に携わる者の育成、資質の向上
(6)情報通信技術活用、調査研究の推進
(7)捕獲した指定野生鳥獣の有効活用促進
(8)捕獲に起因する事故の防止
(9)その他必要な施策の推進

５関係団体との連携
（第８条）

○県、市町村、指定野生鳥獣関係団体などで組織する協議会等を活用した関係者間の連携と協力の確保
○地域の住民の理解と協力

６その他
（第9-10条）

○年次報告（第９条）
○財政措置（第10条）